

地方分権改革推進法案の早期成立に関する決議

平成5年6月の衆・参両院における「地方分権の推進に関する決議」以来、国から地方への権限移譲や税源移譲が実施されてきたが、分権型社会の実現には未だほど遠い状況にあり、地方分権改革は未完の改革にとどまっている。

このため、地方六団体では、さらに地方分権改革を進めるため、「新地方分権推進法」を制定し、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化などの改革を一体的に進めること等を求めてきた。

今般、政府においては「地方分権改革推進法案」を国会に提出したが、地方が求める真の地方分権の確立を図るため、「地方分権改革推進法案」を早期に成立させるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成18年11月9日

全国市議会議長会